

## 原告第11準備書面の要旨

### 序章 被告らの反論等と本準備書面の概要

#### 第1 被告らの反論等の概要

##### 1 本件事故発生前における津波の予測状況

本件事故発生前において、海面から10mの高さの敷地に設置された福島第一原発に來襲することが想定される津波予測としては、次のような予測があった。

①民間の社団法人土木学会が2002年2月に公表したいわゆる「津波評価技術」に基づいて計算し、同年3月頃に得られていた波高5.7mという予測（以下「土木学会予測」という。）

②被告国の地震、津波に関する専門機関である推進本部が同年7月に公表したいわゆる「長期評価」に基づいて、2008年3月頃に「津波評価技術」を用いて得られていた波高15.7mという予測（以下「推進本部予測」という。）

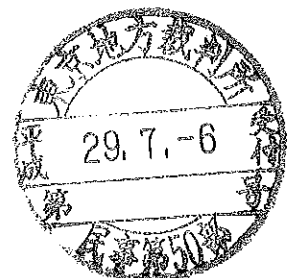
##### 2 被告らの反論の概要

被告らは、本件事故発生前においては、土木学会予測を採用し、推進本部予測を「想定外」としていたが、「長期評価」及びこれに基づいた推進本部予測を「想定外」としていたことが妥当であったとして、それらについての予見義務及びそれらに基づく本件事故発生についての予見可能性を否定している。

#### 第2 本準備書面の概要

そこで、原告は、被告らの上記反論に対し、従来の原告の主張を補充して、本準備書面の各章において、被告らの反論がいずれも失当であることを明らかにする。

#### 第1章 土木学会の「津波評価技術」



被告らは、土木学会予測が基づいていた「津波評価技術」が妥当なものであったと反論する。しかし、「津波評価技術」は、文献調査等に基づき評価地点に最も大きな影響を及ぼしたと考えられる既往津波（既往最大津波）を評価対象としたものに過ぎず、したがって、一般防災上の観点からも、以下のとおり重大な問題があり、反論が失当であることは明らかである。

第1 「津波評価技術」は7省庁手引が提起した課題を取り込んでいなかった。

1 平成5年の北海道南西沖地震津波により奥尻島で壊滅的な被害が発生したため、関係省庁により津波対策が再検討されることとなり、7省庁によるいわゆる「7省庁手引」が取りまとめられ、各自治体に通知された。そこでは、次の2つの課題が提起されていた。

①津波の選定について、既往最大津波とともに、地震地体構造論等の現在の知見に基づいて想定される最大地震により起こされる津波をも取り上げる必要がある。

②津波数値解析の不確定性という限界について考慮する必要がある。

2 しかし、「津波評価技術」は、この2つの課題のいずれも取り込まない手法のものであった。これを策定した土木学会の津波評価部会は、電力会社の団体である電事連の委託で設置されたもので、予算も全額電力会社負担であった。電事連は、7省庁手引が提起した課題に対応することとした場合には、多くの原子力発電所において津波高さが敷地高さを超えることとなるが、原発の稼働率や対策経費等が重すぎるとして危機感を持ち、この課題をいかに上手く回避するかという観点から同部会に検討を委託したものである。そして、同部会が、その委託の趣旨に沿うように、この課題を確率的安全論の問題として今後検討することとして、津波計算の精度を上げるだけにとどめた「津波評価技術」を策定するに至ったものである。

第2 「津波評価技術」は問題点を記述せず、「絶対安全」を装ったものであった。

「津波評価技術」は、電事連の意向で、「完全に問題がないことが保証される

というイメージ」でまとめられたものである。それは、当時、日本では過酷事故は絶対に起こり得ないという「絶対安全」の考え方に支配されていたことによるものである。「津波評価技術」には上記課題を取り込んでいないという重大な問題が存在していたが、その旨の留意事等を一切記載しないこととした。そして、そのことによって、被告らは、「津波評価技術」による設計津波高を想定すれば「絶対安全」であるという誤った利用を意図的に行い得ることとなった。

### 第3 確率的安全論は、法的にはあまり意味のないものであった。

「津波評価技術」は、上記課題を「確率論」という観点からの検討に委ねることで、これを直ちには取り込まず先送りすることを正当化した。

しかし、確率論というのは恣意的な運用が可能である上に、そもそも、予測がどの程度確実であれば想定すべきかというのは、法的には予見義務という規範的判断による事柄であり、その判断は社会の一般常識、条理等によってなされるものであって、確率論に依らなければ判断できないような事柄ではなく、正当化の事由になり得ないことであった。

### 第4 「津波評価技術」は、IAEA国際基準に違反していた。

被告国は、「津波評価技術」は国際的にも評価された合理的な手法であると反論するが、本件事故後に公表された国際原子力機関（IAEA）事務局長報告書は、「津波評価技術」がIAEA安全基準に違反していたと厳しく批判しているなどにより、反論が失当であることは明らかである。

### 第5 「津波評価技術」は、公平、公正、公開性等を満たさない民間の土木学会において策定されたものである。

そのことが、原子力防災上極めて重要な「津波評価技術」が、電事連の意向に沿う方向で策定されることを許すこととなった。

## 第2章 地震調査研究推進本部の「長期評価」

被告らは、「長期評価」が、「確立された合理的な科学的知見」と評価できるもの

ではなかった等と反論しているが、この反論が、原子力防災上の観点はもとより、一般防災上の観点からも失当であることは、以下のとおり明らかである。

## 第1 推進本部の役割

地震調査研究推進本部（以下「推進本部」という。）は、平成7年に発生した阪神・淡路大地震の教訓を地震防災対策に活かすために、地震防災対策特別措置法に基づき、一般防災上の観点から、行政施策に直結すべき地震に関する調査研究を行う国の専門機関として設置されたものである。

## 第2 「長期評価」の意義

「長期評価」は、推進本部の地震調査委員会により策定されたものである。三陸沖から房総沖までの太平洋側の海域を8つの領域に区分し、そのうちの1つである「三陸沖北部から房総沖の海溝寄り」の領域について、その領域内で歴史文献上発生したことが確認されている3つの地震のうち、最大規模のマグニチュード8クラスの地震である1896年明治三陸地震が、その領域のどこでも起こると予測し、かつ、その30年以内の発生確率は20%であるとしたものである。

## 第3 「長期評価」は国の専門機関により形成された「確立され知見」に当たる。

この地震調査委員会は、「地震に関する総合的評価」という観点から、地震に関する調査研究を一元的に担う国の専門機関であり、審議は同委員会長期評価部会の海溝型分科会で行われ、その委員12名全員が地震、津波に関する専門家であった。そして、同分科会において、10数回にわたる審議の結果、特段の異論が出ることなく、「長期評価」としてまとまったものである。したがって、「長期評価」が、正に国の専門機関によって「形成、確立された知見」と評価できるものであることは明らかである。

## 第4 「長期評価」には十分な科学的に合理的な根拠があった。

### 1 科学的に合理的な根拠について

プレートテクトニクス論が「確立された科学的に合理的な知見」であること

には異論のないところであるが、「長期評価」による海域の領域区分は、このプレートテクトニクス論による当然の結論として導き出されたものである。

## 2 「長期評価」と異なる見解について

被告国は、「長期評価」と異なる種々の見解が存在していたと反論するが、いずれも仮説の域を出ない見解であり、かつ、「長期評価」の審議過程において考慮された上で、異論なく退けられたものである。したがって、「長期評価」の科学的な合理性に影響を及ぼすものでないことは明らかである。

## 3 信頼度について

被告国は、推進本部による「長期評価」における地震の予測には、信頼度が「やや低い」とされた部分がある点を挙げて、「長期評価」の信頼度が低かった旨反論している。しかし、この信頼度は、地震発生データの数（頻度）に従って形式的にA～Dにランクづけして決めることとしたものに過ぎず、その科学的な合理性とは関係がないことは、明らかである。

## 第5 被告国の「長期評価」公表後の「長期評価」への対応状況

被告国は、「長期評価」公表後に発行した広報冊子で、福島第一原発の地元住民を含む一般国民に対し、「長期評価」を「最近の国の知見」として広報していた。しかし、実際には「長期評価」を「想定外」としていたのであって、地元住民を含む一般国民を欺くものであったと批判されてもやむを得ない。

## 第3章 中央防災会議の「専門調査会報告」

被告国は、中央防災会議が2006年に公表した「専門調査会報告」において、長期評価が採用されていないことをもって、長期評価が「確立した知見」に当たらないと反論しているが、その反論が失当であることは以下のとおりである。

### 第1 中央防災会議の役割等

- 1 中央防災会議は、災害対策基本法に基づいて設置された国の組織であり、一般防災上の観点から防災基本計画の作成及びその実施の推進等の事務を所掌し

ている。したがって、原子力防災対策は所管外である。

## 2 推進本部との関係

長期評価を策定した推進本部の地震調査委員会は、「地震に関する総合的評価」について、中央防災会議の意見を聴くまでもなく、一元的に「評価」し得る権限を有していた。「地震に関する総合的評価」が科学専門的な事務であって、中央防災会議の政策的な事務とは異なることによるものと解される。

## 3 「専門調査会報告」の意義

中央防災会議の専門調査会は、東北・北海道地方において発生する大規模海溝型地震対策を検討するために2003年に設置され、その審議結果として公表されたのが「専門調査会報告」である。

## 第2 「専門調査会報告」が長期評価を採用しなかった理由と問題点

### 1 地震予測について、政治的、行政的配慮から二重の限定

専門調査会は、防災対策の対象とする地震を過去に実際に起きたことがある地震に限定した上、さらに繰り返し起きたことがある地震に限定するという二重の限定を加えた。その結果、長期評価は採用されないこととなった。そして、そのように限定した理由が、科学的な観点よりも、人、時間、金等の効果的、効率的配分といった政治的、行政的配慮を過度に優先させて防災対策を決定することとしたことによることは、その審議状況等から明らかである。

### 2 一般防災の観点からも問題

中央防災会議は、国の防災対策政策を決定する要であり、このように地震予測の範囲を過度に限定し、長期評価を採用しなかったことが、今回の震災、原発事故を招いた。

## 第3 中央防災会議を所管する内閣府事務局が、「長期評価」の信頼性を低下させようとして、推進本部に対し、不当な干渉を行っていた事実が判明している。

これは、原発への影響が大きい長期評価を取り除こうとする不当な動きであるとの疑念を関係者に抱かせ、中央防災会議の公平、公正性を揺るがす事柄と

して、看過し得ない事実である。

#### 第4章 「長期評価」に基づく被告東電の津波計算

被告東電は、この津波計算は、福島サイトに最も厳しくなる明治三陸沖地震の波源モデルを福島県沖の海溝沿い領域に「借用」して試計算を行った仮想的な計算の域を出ないものであり、具体的な設計上の対策に用いることができるようなものではなかった旨反論しているが、その反論が失当であることは、以下のとおり明らかである。

##### 第1 本津波計算結果には十分な信頼性があった

- 1 本津波計算は、土木学会の「津波評価技術」を用いて、「津波評価技術」自体が設定している明治三陸地震の波源モデルを福島県沖の海溝寄りに移動して算出したものである。
- 2 「津波評価技術」の問題点は、既往最大に限定したことや安全率を取り入れていない点にあるのであって、計算技術自体の信頼性については、被告らにも特段の異論はないはずである。したがって、「長期評価」について予見義務が認められれば、本計算結果についても予見義務が認められる状況にあることは自明の理であり、被告らの反論が失当であることは明らかである。

##### 第2 「長期評価」公表時においても本津波計算が必要かつ可能であった・・・予見義務の発生時期

###### 1 本津波計算が必要とされた時期

###### (1) 「長期評価」を採用する場合における福島第一原発への津波の影響、

被告東電及び被告国には、「長期評価」を採用する場合には、福島第一原発の敷地高10mを超える津波が来襲する疑い（可能性）があることが、十分に予測できる状況にあったことは明らかである。

###### (2) したがって、被告東電及び被告国には、「長期評価」公表時において、直ちに本津波計算を実施し、確認すべき義務があったことは明らかである。

## 2 本津波計算が可能となった時期

### (1) 「長期評価」公表時において既に可能であった

「長期評価」の公表前に既に本津波計算に用いる「津波評価技術」が策定されていた。したがって本津波計算が、「長期評価」の公表時において直ちに行える状況にあったことは明らかである。

## 第3 被告東電が津波計算結果を不採用とした真の理由

### 1 被告東電の社内文書が明らかにしている事実

(1) 被告東電は、2008年9月10日に福島第一原子力発電所で、本店担当部署と福島第一原発の所長ら幹部との会議を開催したが、その会議で、非公開とする社内文書を配布していたことが、本件事故後に判明している。

(2) そして、この社内文書には、本津波計算結果による場合に福島第一原発の津波水位がどのように変化し敷地への浸水状況がどうなるかが詳細に図解されており、そこには、敷地高を大幅に超える津波が来襲、遡上し、対策が必要であることが具体的かつ明確に示されている。そして、「今後の具体的な対応方針」として、「地震及び津波に関する学識経験者のこれまでの見解及び推本の知見を完全に否定することが難しいことを考慮すると、現状より大きな津波高を評価せざるを得ないと想定され、津波対策は不可避。」と記載されているのである。

### 2 アンケート結果等も本文書の認識に沿うものであった

本文書が示している東電の認識が、一般の社会常識や条理に照らして当然の認識であることは、例えば、土木学会が原子力事業者理解のある地震専門家に対し行った2回のアンケート結果が、「長期評価」を「津波評価技術」よりも評価するものであったことから明らかである。

### 3 被告東電が本津波計算結果を不採用とした真の理由

以上から、本件事故は、被告東電が、本件事故の原因となった本件津波の来襲を事前に十分に予測し得ていたのに、意図的に「想定外」としたことによっ



て発生させられたものであることが明らかである。これは、被告東電の本件事  
故に関する責任が、極めて重大な過失に該当することを意味するというこ  
とである。

以 上